

# 農林物資の規格化等に関する法律施行規則等の改正案の概要

平成 28 年 4 月 1 日  
食 料 産 業 局

## 1. 改正の趣旨

昨年の JAS 規格不適合肥料の事案を踏まえ、今後の対応に万全を期すため、農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。以下「JAS 法施行規則」という。）及び関係告示の見直しを行い、認定事業者の認定基準の明確化、JAS 流通品に対する信頼性の確保その他の措置を講ずる。

## 2. 改正のポイント

### （1）認定生産行程管理者の認定基準の明確化

農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項においては、農林物資の生産行程管理者は、登録認定機関の認定を受けて、同項の格付の表示（有機 JAS マークの表示）を付することができることとされており、当該認定又は認定の取消しの基準は、JAS 法施行規則及び有機農産物及び有機飼料についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成 17 年農林水産省告示第 2598 号。以下「認定の技術的基準」という。）に規定されている。

具体的には、使用禁止資材が使用された場合であって、認定の技術的基準に適合するものとなることを見込まれない場合には、認定が取り消されるとともに、再度認定を受けられるまでの間（通常 2 年）は認定生産行程管理者に該当しないため、格付不可となる場所である。

他方、認定の技術的基準に適合するものとなることを見込まれるか否かについては、個別事案ごとに判断しているところである。

今般、登録認定機関による迅速な対応に資するよう、これまでに蓄積された判断の内容に即し、認定生産行程管理者に瑕疵なく使用禁止資材が使用された場合であって、有機ほ場としての管理が行われており、投入された使用禁止資材の量がごく僅かであると認められる場合には、認定の技術的基準に適合するものとなることを見込まれる旨を明記するとともに、格付の取扱いについて明文化する。

### （2）JAS 流通品に対する信頼性の確保

- ①製造者等の表示義務がない有機農産物について、出荷後に JAS 規格不適合と判明した場合においても、JAS 規格適合品の流通を確認できるよう、有機 JAS マークへの認定番号の記載を義務化する。
- ②JAS 規格適合性を出荷後にも確実に確認できるよう、格付に関する記録について、賞味期限・消費期限の定めがある品目、賞味期限・消費期限の定めがない品目、生産情報公表 JAS 規格の格付がされている品目ごとに、当該品目が通常消費されるまでの間は、認定事業者において格付に関する記録が保存されるよう、保存すべき期間の下限を整理する。

- ③格付の表示の除去・抹消義務のある品目（有機農産物等、生産情報公表牛肉等、定温管理流通加工食品）の販売業者が当該義務を着実に履行できるよう、認定事業者の格付規程において、出荷後に JAS 規格不適合と判明した場合の対応（出荷先への伝達）を明記することを義務化する。

### 3. スケジュール（予定）

平成 28 年 5 月中公布・施行（2 の（2）の②については公布の日から 3 月後施行）